平成28年第397回臨時会

矢吹町議会会議録

平成28年 8月4日 開会

平成28年 8月4日 閉会

矢 吹 町 議 会

平成28年第397回矢吹町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (8月4日)

議事日程
本日の会議に付した事件
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名1
職務のため出席した者の職氏名····································
開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
会議録署名議員の指名
会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
閉会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
署名議員

平成28年8月4日(木曜日)

(第 1 号)

平成28年第397回矢吹町議会臨時会

議 事 日 程(第1号)

平成28年8月4日(木曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第49号 矢吹小学校大規模改修工事(Ⅱ期工事)請負契約の一部変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	富	永	創	造	君	2番	三	村	正	_	君	
3番	安	井	敬	博	君	4番	加	藤	宏	樹	君	
5番	薄	葉	好	弘	君	6番	鈴	木	_	夫	君	
7番	青	Щ	英	樹	君	8番	大	木	義	正	君	
9番	栗	崎	千什	於松	君	10番	角	田	秀	明	君	
11番	吉	田		伸	君	12番	藤	井	精	七	君	
13番	鈴	木	隆	司	君	14番	熊	田		宏	君	
() -)												

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長野崎吉郎君 副町長渡邊 正樹君

教 育 長 栗 林 正 樹 君 企画総務課長 阿 部 正 人 君

教育次長兼

長

職務のため出席した者の職氏名

主任主查兼 角 議会事務局長 梅 原 喜 美 田 哲 也 次 長

◎開会の宣告

○議長(熊田 宏君) 皆さん、おはようございます。ご参集いただきありがとうございました。 ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第397回矢吹町議会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長(熊田 宏君) これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(熊田 宏君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 薄 葉 好 弘 君

6番 鈴 木 一 夫 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(熊田 宏君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番(鈴木一夫君) 皆様、おはようございます。

先ほど、9時半より議会運営委員会を開催いたしました。会期の日程につきましては、本日1日間とすることで協議が成立をいたしました。

なお、次の日程第3にありますように、阿部企画総務課長より議案の説明を求めました。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長(熊田 宏君) お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今臨時会の会期は8 月4日1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(熊田 宏君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は8月4日の1日間と決定いたしました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(熊田 宏君) 日程第3、これより議案第49号 矢吹小学校大規模改修工事(II期工事)請負契約の一 部変更についてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

梅原事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長(熊田 宏君) 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長(野崎吉郎君) 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、説明させていただきます。

議案第49号 矢吹小学校大規模改修工事(Ⅱ期工事)請負契約の一部変更についてでありますが、本案は、 平成27年9月14日町議会の議決を受けました矢吹小学校大規模改修工事(Ⅱ期工事)の請負契約の締結につい ての一部変更を行うものであります。

矢吹小学校大規模改修工事(Ⅲ期工事)は、昭和57年に建築された東校舎の改修、平成元年に建築された体育館の改修、改修後の校舎屋上に太陽光発電設備を設置する工事内容であり、現在、平成28年9月末の完成を目指し、鋭意施工中であります。

変更内容につきましては、体育館の雨漏り対策として、屋根全体1,775平方メートルにアクリルゴム系塗膜 塗装を施工し、防水・防錆効果の向上を図るとともに、老朽化している外壁部分の壁材改修と外壁材のジョイ ント部分及びサッシ周りの全箇所のシーリング打ちかえを施工し、防水効果の向上を図るための増額でありま す。

これら変更に伴い、4億1,688万円を1,816万5,600万円増額し、契約金額が4億3,504万5,600円に変更となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を経て変更契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

以上です。

- ○議長(熊田 宏君) 町長。
- ○町長(野崎吉郎君) 先ほど説明申し上げました一部を訂正させていただきたいと思います。

請負変更額の増額を1,816万5,600万円と先ほど発言しましたが、訂正させていただきます。1,816万5,600円の間違いでございました。おわび申し上げまして、訂正方よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(熊田 宏君) これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

なお、質疑は議員発言席において発言を行ってください。

質疑ございませんか。

1番、冨永創造君。議員発言席でお願いします。

○1番(冨永創造君) 1番、冨永、質問させていただきます。

矢吹小学校大規模改修工事、これは前年、平成27年9月において決められたということでありますけれども、 そのとき私、議員ではありませんので、改めてきょうの資料においての判断、それに関しての質問ということ になります。

私、一般的に4億以上の額のかかる工事に対して、その4%が今の時点でさらにつけ足しをお願いしたいというそういう内容に対して、一般の人間として、そんなに (議長が取消を命じた発言) 増額できるものなのかなと。そういう軽い疑問に思った次第なんです。それで、この体育館の老朽化状況なんですけれども、最初、これを見積もる際に軽く目視でこれくらいだと、そういうふうな発言が説明の時点であったわけですけれども、実際、大規模なんですから専門家の目で見ていただいて、そして金額が決まっていく、そういうふうな状況だと思うんですけれども、そういったものがなされていなかったのか。

そして、先ほど資料として提出された体育館の老朽化状況写真、確かにこの写真で見る限りは傷んでいるなとそういうふうに思うわけですけれども、最初の時点で調査する期間があったはずだと思うんです。約3カ月間、ことし、準備期間という中で平成27年度1月、2月、3月にわたって準備期間というのがあったと思うんですけれども、そういった中でしっかりと調査できなかったものか。そして今になって大きな金額として変更が生じている。これに対して、この流れに対して、いわゆる見積もりから、そしてその変更、その額の大きさ、当然、調べなければならない屋根周りとか、そういったものに対しての軽い調査、そういった印象を強く持ちました。

そこで、町長、こういった改修に対して、今現在こういう現実において変更がなされると、これに対して町 長自身どう思われるのか。また、今後、矢吹においていろんな面で改修が行われると思いますが、やっぱり同 じような対応で見積もりなり今後の工事を対応していくのか。ここら辺しっかり町長の考えをお聞かせいただ ければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(熊田 宏君) 答弁に入る前に、今、冨永議員の質疑の中で (議長が取消を命じた発言) という言葉 がありました。議会に諮って決めたわけですから、 (議長が取消を命じた発言) という発言は取り消しして ください。
- ○1番(冨永創造君) はい、わかりました。取り消しいたします。
- ○議長(熊田 宏君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 1番、冨永議員の質問にお答えさせていただきます。

矢吹小大規模改修工事については、冨永議員が議員になる前の平成27年9月14日の議会で決定を見た案件でございます。その際につきましても内容等については十分に議員の皆様に説明申し上げ、金額についての提示、そうしたことにつきましても、全員協議会または議会のやりとりの中で説明を申し上げ、それで決定を見ております。したがいまして、今、議長の発言にあったとおり、そういうことではなくて、きちっと協議の上で決定された議案である、決定内容であるということをまずもってご理解をいただきたいというふうに思っており

ます。

体育館の老朽化については、先ほどの議員全員の議会全員協議会でも説明させていただきました。体育館の 老朽化、非常に著しい内容であったと。したがいまして、屋根、外壁等についての金額についても4億を超え る、そうした内容になっていることについてはご案内のとおりでございます。目視というものは専門家の目で 見ておりますので、一定のそうした権威ある検査だろうというふうに私自身は考えております。さらに、内容 等について精査するために枠組みをして詳細調査を、念のためにさらに詳細調査をしたと。したがいまして、 上から見上げ、そして上を見上げ、そして屋根に上って屋根を見て、細部にわたって調査した内容でこうした 1,800万からの変更増額契約が必要であるということに至っておりますので、そうしたことについてもご理解 をいただきたいと思います。

今後は議員の皆様、また、町民の皆様にそうした疑いの目で見られるようなことのないように、十分に工事 予算額を積算する場合にもそうしたことで注意を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただき たいというふうに思っております。

なお、詳細の内容等について、なお教育委員会のほうで補足説明等がございましたら、教育長または課長の ほうから答弁のほうをお願いしたいというふうに思っております。

以上で私からの質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(熊田 宏君) 続いて答弁を求めたいと思いますが、教育長、佐藤課長、答弁ありますか。 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) 皆様、おはようございます。

それでは、冨永議員の質問にお答えいたします。

この設計に当たってといいますか、設計業者等による目視を行ったわけでございますが、その目視は現在の 校舎のほうから目視を行ったということでございます。見積もりをした結果、それほどひどい状況には、細か いところまでは結果的には見えなかったということになるかもしれませんが、そういう判断で設計見積もりを いただいておりました。

そして、この体育館工事はII 期工事でございますので、その間に時間が相当あったのではないかというおただしでございますが、いずれにしても、この上がって実際に点検する、調査をするということになりますと、足場を組まなくちゃなりませんので、足場を組んで見るということはちょっとでできなかったわけでございます。ですから、実際にこの工事が始まる直前に足場を組んだと。すなわち、4月6日の入学式までは体育館使わせてもらいましたので、その後すぐに足場を組んでということで、足場を組んで実際上がってみたら、今回のようなことが明らかになったという状況でございました。この目視の段階でわかればもちろんよかったわけでございますが、そういう状況でございますので、ご理解とご協力を切にお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長(熊田 宏君) 続いて答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

[教育次長兼教育振興課長兼中央公民館長 佐藤 豊君登壇]

○教育次長兼教育振興課長兼中央公民館長(佐藤 豊君) それでは、1番、冨永議員のご質問にお答えいたします。

先ほど教育長も答弁しましたとおり、実際に上に上がってみないと細かい部分というのは見えない状況でございました。それで、その細かい状況を見ないと直し方につきましてもどうするかというところがわからなかった状況でございます。そのため、足場を組んでから上に上っていただいて、しっかりした調査というところをⅡ期工事が始まって体育館工事始まるときにすぐにお願いしたところでございます。その結果がわかったのが先ほどご説明したとおり7月上旬ということでございましたのでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(熊田 宏君) ご了解ですか。
 - 1番、冨永創造君。
- ○1番(冨永創造君) 今の答弁に関してなんですけれども、足場を組むことでわかったという話をしていただきましたが、この体育館はできて27年たっていると先ほど聞きました。その間にこれを使っている学校関係者、また利用されている方々から雨漏りがするぞとそういうふうな話も聞いているかと思います。そういったものも含めて聞き取り調査、目視というのもありますけれども、そういったもので現在どうなっているのか聞き取り調査、自分の家を建てる場合、当然、雨漏りするというのはその住んでいる人間が一番よくわかっていることだと思います。そういった聞き取り調査をなされたのか、それをお伺いいたします。
- ○議長(熊田 宏君) 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) ご質問にお答え申し上げます。

雨漏りにつきましては、学校から聞き取りをいたしました。それで、体育館の西側ですか、駐車場のある側です。そちらのほうに雨漏りがあるということで、その部分の雨漏り、その辺といいますか、その分あたりの雨漏りは大体この辺からだろうというようなことは目視のところでわかっておりましたので、その予算は計上してあったわけでございますが、それではとても足りないということで、今回、変更契約をお願いしたわけでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(熊田 宏君) 1番、冨永創造君。
- ○1番(冨永創造君) 素人からすれば、そういったときにその部分だけではなくて、ましてや27年たっている 建物ですから、全体はどうなのかとそういうふうなのを思いつくまたは考えると思うわけです。つまり、この 工事は大規模改修工事であります。多くの皆さんのお金を使って、そして自分たちが利用する施設を不便のないようにしていこうということ、そのためにある施設ですので、今のような説明では余りにも軽く、準備段階 の調査が甘かったのではないかとそういうふうな印象を持ってしまいます。ですから今後、このようなずさん な調査、見方ではなくて、しっかりとした目線で調査、そして準備していただければと思います。

以上です。

- ○議長(熊田 宏君) 冨永議員、今ほども軽く、甘く、ずさんだという発言がありました。今後、ご注意いた だければ幸いです。
- ○1番(冨永創造君) どうも失礼しました。
- ○議長(熊田 宏君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) これらの内容について、私のほうから再度、答弁をさせていただきたいと思います。富永議員から再三にわたって質問を受けておりますが、これらの内容等については、さきの町議会で議論を

重ね、さらにこの後の追加工事についても、今も議論を重ねているわけでございますが、決して町のほうでこうした対応について冨永議員が言われるようなことではなくて、きちっとした段取りの上できちっとしたルールに基づいて作業を進めてきたということについてはご理解をいただきたいと思います。やってみなければわからないところがございます。ただ、それらについても、先ほどから答弁させていただいているように、疑いを持たれるようなもの、誤解を受けるようなことについては今後十分に注意してまいりますのでよろしくご理解をいただきまして、私からの答弁とさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(熊田 宏君) ご了解ですか。
- ○1番(冨永創造君) はい。以上です。ありがとうございました。
- ○議長(熊田 宏君) ほかに質疑はございませんでしょうか。 4番、加藤宏樹君。
- ○4番(加藤宏樹君) では、質疑をさせていただきます。現在の体育館をあとどれぐらいご使用になるつもりなのかと、今回のアクリルゴムの塗料というんですか、その耐用年数をまずお伺いいたしたいと思います。
- ○議長(熊田 宏君) ただいまの2点について答弁を求めます。 教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) 加藤議員の質問にお答えいたします。

まず、矢吹小学校の体育館をどのくらいもたせたいかということでございますが、これまで約27年ほど過ぎております。そして、耐震化等は済んでおりますので、通常の耐用年数等から考えても、あと少なくても15年、20年はもたせていきたいと考えております。

[「アクリル塗装の耐用年数」と呼ぶ者あり]

○教育長(栗林正樹君) 失礼いたしました。アクリル塗装の耐用年数は、保証期間としては10年ということで業者から説明を受けております。

以上でございます。

- ○議長(熊田 宏君) ご了解ですか。
- ○4番(加藤宏樹君) いや、保証じゃなくて耐用年数です。
- ○議長(熊田 宏君) ですから、10年もつという意味だということです。

- ○4番(加藤宏樹君) 保証期間の場合は無償で保証するという保証であって、耐用年数です。約20年とか。約30年とかとあると思うんですが。
- ○議長(熊田 宏君) 暫時休議します。

(午前10時27分)

○議長(熊田 宏君) 再開します。

(午前10時36分)

- ○議長(熊田 宏君) ほかに質疑はございますか。4番、加藤宏樹君。
- ○4番(加藤宏樹君) 先ほどの答弁で、保証期間は10年というふうにお伺いしましたが、私が知りたいのは耐用年数ということで、メーカーの保証じゃなくて、何年ぐらいもつのかというところをお聞きしたかったので、その辺をお伺いいたします。
- ○議長(熊田 宏君) 答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

[教育次長兼教育振興課長兼中央公民館長 佐藤 豊君登壇]

○教育次長兼教育振興課長兼中央公民館長(佐藤 豊君) ご質問の耐用年数についてでございます。今、問い合わせしたところ、15年から20年という答えをいただいております。 以上です。

[「それは新築なの」と呼ぶ者あり]

- ○教育次長兼教育振興課長兼中央公民館長(佐藤 豊君) すみません。今、お話しした15年から20年というと ころは、塗った屋根の耐用年数についてでございます。よろしくお願いします。
- ○議長(熊田 宏君) 加藤議員、ご了解ですか。4番、加藤宏樹君。
- ○4番(加藤宏樹君) それで、体育館の使用が20年ぐらいの予定で、今回の屋根の耐用も20年ぐらいの予定ということで大体合うんですが、先ほど全協でふきかえとした場合の見積もりはどのぐらいかと、約3,200万というふうにお伺いしました。それはやっぱり将来どれぐらい使うのかによって、ふきかえたほうがいいのか、補修で終わったほうがいいのかということで聞いたんですが、現在の体育館をじゃ20年後に建てかえるという予定でよろしいかどうかだけ確認させてください。
- ○議長(熊田 宏君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 4番、加藤議員の質問にお答えさせていただきます。建てかえの予定は、現在のところ考えておりません。以上です。

- ○議長(熊田 宏君) 4番、加藤宏樹君。
- ○4番(加藤宏樹君) そうしますと、屋根のふきかえをした場合と今回のような補修をした場合で、今後しばらく続くとなると、町の財政、町の負担が今後見込まれるかと思うんですが、ふきかえをした場合とこのように補修、修理でいった場合のコストパフォーマンスはどちらが優位なのかまで調べましたか。
- ○議長(熊田 宏君) 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長(栗林正樹君) では、加藤議員のご質問にお答えをいたします。

まず、この屋根のこの改修工事についてでございますが、なぜこのアクリルゴム系の塗装ということにした かについて、初めにお答えをさせていただきます。

どのようにしてこの雨漏り等を防止したらいいか、屋根を改修したらいいかについてはさまざまな観点から検討してまいりました。それで、改修工事にはこのアクリル塗装と新たな張りかえとあと何があるかということですね、結局3点に絞りまして、1つ目は、屋根の傷等のある箇所の部分補修もありますよと。それですと総額378万円で済みますと。しかし、これはさらにまたほかに出てきた場合に、その都度補修が必要になりますと。2つ目が、そういう意味では全くないのが全面張りかえでありますと。これには約3,200万円ほどかかりますと。3点目が、今回ご提案させていただきました屋根全体をアクリルゴム系の塗膜塗装ということで、このアクリルゴム等を塗るという3つでございました。

この3つについて、工事管理業者や工事関係者等の専門家の意見も聞きながら検討してきたわけでございますが、どうしてこの今回の提案のものを選んだかといいますと、全面張りかえは高額ではあっても間違いのない工事になるというふうに思いますが、業者等に聞きますと、面積が1,775平米あると、この全面張りかえの工事は、実はなかなか難しい工事ですと。特にこの時間を相当に要すると、工期は1カ月ではできませんと。要するに9月末に工事完成の予定でおりますが、10月以降まで延びるおそれがありますと。この矢吹小学校の体育館の使用は4月6日の、先ほど申し上げましたように入学式までは待ってもらいました。入学式が終わった後、直ちに足場を組んで工事が始まったわけでございますが、これまで9月末まで、子供たちに我慢させております。そういう工期面からできれば9月いっぱいでと。そうすると、この今回ご提案のアクリル塗膜塗装がよりベターではないかと。10年保証があってもちろん、保証が切れたらすぐだめになるというものではないということであります。

そして、私ども教育委員会の事務局としては、もし今回の提案を認めていただければ、当初予算の増額には なるわけではございますが、当初予算の範囲内であることなど、総合的に検討を重ねた結果、今回ご提案の内 容となったわけでございます。

なお、補足説明については、佐藤教育振興課長から答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。 ○議長(熊田 宏君) 続いて答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

[教育次長兼教育振興課長兼中央公民館長 佐藤 豊君登壇]

○教育次長兼教育振興課長兼中央公民館長(佐藤 豊君) 加藤議員のご質問にお答えいたします。

ふきかえをした場合でも定期的な点検であったり、補修というものは出てくるものだと思っております。先ほど、修繕して耐用年数15年から20年とお話ししましたけれども、定期的な点検、補修を行うことでさらに延びるものと考えております。そのため、コストパフォーマンスというところの部分では、屋根全体をふきかえしてやったとしても、同じようにランニングコストがかかってくる部分でもございまして、提案しております塗膜塗装におきましても、同じように定期的に点検することでさらにもたせることが可能だと思っておりますので、その点についてご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(熊田 宏君) ご了解ですか。
 - [「はい」と呼ぶ者あり]
- ○議長(熊田 宏君) ほかに質疑はございませんか。2番、三村正一君。
- ○2番(三村正一君) 2番、三村、質問いたします。

まず初めに、今回、補正予算の金額に出ております1,816万5,600円というのが張りかえ工事、これの内訳というのをちょっとお聞かせをいただきたいということが第1点でございます。

それから、予算の審議でこの資料について、ちょっと私のほうでこういう資料で予算の審議ができるのかどうかということで、正直言って金額も何も出されていない工事の経過報告、原因と結果報告の中で、これで前の当初予算と補正予算に上がった部分の変更箇所というのが口頭でしかなされていないということは、これはちょっと異常なものじゃないのかなというふうに感じましたので、その辺についてもお伺いをいたしたいと思います。

それから、私、実を言いますと、きのうの朝8時に矢吹小学校の体育館に行ってきました。前の晩、大雨が降ったものですから雨漏りの量を確認しようと、どのぐらいの被害があるのかなということで、確認に行ってきたわけなんですが、ヘルメットを出していただいて内部を確認してきたわけなんですが、きのうの雨では雨漏りはなかったそうです。ということは、雨漏りしていないねというような話をしましたらば、これは一部補修、手直しをして、雨漏りだけは防いでおりますというような回答をいただいて下がってきたわけなんですが、そういった意味からも、直さなければならないところは、直さないにしても、この屋根の工事と中の工事の本体の体育館の大規模改修工事、これ、別工事でできないのかなというような考え方を持ったわけなんですが。

といいますのも、大きな金額ということと、先ほど私が1,800万の内訳と言いましたが、前の全員協議会の中での質問の中では540万が当初の予算で補修をするよということになっていたということでありますと、その分も含んだ中でこの1,800万になったとすれば、2,300万が工事の増額になってくるのかなというふうに考えましたものですから、その辺については、今回、張りかえをやらなかった当初の普通の塗装で補修工事をやった場合の540万と、今回のアクリルの分というのはどんな関連があるのかなと。それを埋め合わせて出たものか、それとも1,800万でその540万は別の工事の分だから浮いてくるのかなと。ただ、総額の契約が増額しているということになると、当初の計画の540万も含んだ分の増額になってくるのかなということで、明細を示していただければ一番ありがたいなと思いますが、そういったことで1回目の質問にしたいと思います。

○議長(熊田 宏君) それでは、答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 2番、三村議員の質問にお答えさせていただきます。

今回のII 期工事の変更契約の額の内訳等については、後ほど議員の皆様にも数字的なものもお示しをさせていただきますが、まず屋根の防水改修工事で1,349万円、アクリルゴムの塗膜塗装による金額が内訳として877万8,000円、さらには塗膜防水防錆コート、下屋根部471万2,000円、次に外壁の改修工事で163万6,050円、外壁材の張りかえ20万、さらには、ちょっと専門的なことになりますが、張りかえ外壁材、出隅役物材料費、打ち出し成形板ラムダということで2万2,500円、金具で2万円、それらの施工費で15万、シーリング打ちかえで124万3,550円、さらに直接工事費として今の2つで1,512万6,050円、このほかに共通仮設費、現場管理費、一般管理費ということで共通費が239万5,487円、消費税140万1,680円、以上合わせまして変更増額が1,816万5,600円というような、そのような数字になっております。

なお、これらの内容等も含めて、数字的なお示しの仕方が悪いと、議案書の仕様書のあり方についても、内容等について、もう少し工夫すべきだというような内容等については、この後、協議を深め、議員の皆さんと相談をしながら、どうしたものが議員の皆様に理解していただけるかも含め検討してまいりたいと思っております。

わざわざ、きのう雨漏りの被害の確認に行っていただいたということでございますが、今回、このII 期工事分については、当初予算で先ほど全員協議会で540万と言いましたが、失礼しました、500万のほうに訂正していただきたいと思います。それを1,816万5,000円というようなことで変更するのかというようなことでございますが、これらについては、別工事も含めて検討できないかというようなおただしでございますが、これらの内容については、1,816万5,000円に至った経過も含めて担当課長のほうから説明させますので、よろしくお願い申し上げて、私からの質問に対する答弁とさせていただきたいと思います。

○議長(熊田 宏君) 続いて答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長兼中央公民館長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長兼中央公民館長(佐藤 豊君) 三村議員のご質問にお答えいたします。

先ほど町長が500万と申しましたけれども、屋根の防水改修工事として当初含まれていた額は正確に申しま すと543万4,857円でございます。先に修正させていただきます。

それで、この工事とは別に工事をというところのご質問でございましたけれども、その点につきましては、 財政担当課と十分に協議をいたしまして、変更で行うことが最善であると判断したところでございます。ご理 解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(熊田 宏君) 三村議員、ご了解でしょうか。
- ○2番(三村正一君) 再度お聞きしたいんですが。

今の説明で543万というような金額に1,800万プラスされた工事になったのかどうかというのを、結論だけちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長(熊田 宏君) 答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

[教育次長兼教育振興課長兼中央公民館長 佐藤 豊君登壇]

- ○教育次長兼教育振興課長兼中央公民館長(佐藤 豊君) それでは、今のご質問にお答えいたします。 さっきの500万に加えて1,816万5,600円が加算されたということになります。 以上でございます。
- ○議長(熊田 宏君) ご了解でしょうか。 2番、三村正一君。
- ○2番(三村正一君) それで、先ほどの質問の中にありましたが、雨漏りの防止の保証というような形の中で、雨漏りがあった場合にその保証の効力が出てくるのか、その塗膜についてだけの工事保証なのか、製品保証なのかということで、この工事をやっても雨漏りが防げなかった場合はどうなるのかという心配がしたものですから、その辺についてお尋ねしたいのと、なるべくこういった見積もりの、先ほどの、ありましたけれども見積もりの精査というか、もう少し詳しい見積もりの中で、この臨時議会に至るようなことがないように、補正のないような形が望ましいというふうに考えておりますので、もうちょっと少しは、私の場合、やはり自分たちがわからないところは専門家に任せて、現場見積もりなり現場代理人ということをやっていくべきじゃないのかなと。特に大きな金額の工事になれば、プロの建築士なりを委託して、それで手抜き工事とかそういった工事のないような、設計どおりの工事ができるようなそういうような施主代行というようなシステムで私は申し上げているんですが、そういったシステムの中で見積もりなんかにも、当初の設計の段階から入ってもらえるような形の中で相談役をつくってやっていければ、このような補正の必要がなくなってくるのかなと思いますんで、その辺についての考え方もひとつお聞かせいただきたいと思います。
- ○議長(熊田 宏君) 答弁を求めます。

教育振興課長、佐藤豊君。

[教育次長兼教育振興課長兼中央公民館長 佐藤 豊君登壇]

○教育次長兼教育振興課長兼中央公民館長(佐藤 豊君) 三村議員のご質問にお答えいたします。

工事の保証については、工事というか塗膜についてのです、工事に関する保証になります。それで、雨漏りがあった場合というところでございましたけれども、完了検査、十分に行います。雨漏りがない状態というところはしっかり検査をしまして、そのようなことが引き受け時にはないように必ずしたいと思っております。

あと、専門家からの意見というところは、今後、発注する工事におきましては十分私どものほうでもその辺 考えながら発注に努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(熊田 宏君) 三村議員、ご了解でしょうか。
- ○2番(三村正一君) 以上で終わります。
- ○議長(熊田 宏君) ありがとうございました。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(熊田 宏君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論にはいります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(熊田 宏君) 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第49号 矢吹小学校大規模改修工事(Ⅱ期工事)請負契約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(熊田 宏君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(熊田 宏君) 以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控え室において議会全員協議会を開催いたしますので、ご協力お願いいたします。

これにて第397回矢吹町議会臨時会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

(午前11時02分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 28 年 10 月 28 日

議 長 熊田 宏

署 名 議 員 薄葉 好弘

署名議員 鈴木 一夫